

オルタナティブ提言 個別ペーパー：生存権保障

なすび（山谷労働者福祉会館活動委員会、「持たざる者」の国際連帯行動実行委員会）

生存権保障を制度的に実現するためには、まず、生存権をめぐる基本認識を確認しておく必要がある。すなわち、社会的に排除され生存権が脅かされている少なからぬ人々が、世界はもとより日本にも存在すること。そして、生存権に対する脅威はたまたまそのような境遇の人たちがいるなどというのではなく、社会的・構造的・歴史的に形成されていること。だからこそ、生存権は恩恵的に提供されるものではなく、剥奪された者たちが当然の権利として要求し、社会はその保障に責任を持つべきものであること、である。

封建社会から近代における資本制社会への「発展」は、必ずしも人々を解放し人間性の獲得を実現するものであったとは言えない。『女工哀史』に活字化された工場制手工業における過酷な労働、死の危険と常に隣り合わせであった炭坑労働、帝国主義的侵略を背景とした強制連行と奴隷的労働、農村における過剰労働力を「金の卵」と煽って動員した高度経済成長、土建国家を最下層で支えた建設・土木日雇労働、低成長時代の合理化による失業率増大と低賃金外国人労働者の導入、新自由主義的な規制緩和による弱肉強食社会と無権利・不安定雇用の全社会化。大雑把にかいつまんで挙げても、これらはいずれも、経済界・資本の利潤追求とそれを支える国策・国家戦略という背景を持つものである。そこで社会的弱者の立場に置かれた人々は、生きるための自由な選択は阻害されて構造的に動員され、生活丸ごとの支配と搾取を受け、労働力として不要になれば社会的に排除されて棄民としてうち捨てられてきた。

生存権を保障するということは、動員・労働力移動-抑圧・搾取-排除・棄民というこの社会の暴力的本質を批判的に捉え返し、生存権を剥奪され資本の駒として使い捨てられてきた人々に対し、国家・社会が責任を持ってその権利を回復するとともに、自由と生存が保障される社会システムへの本質的転換を進める意志を持ち、実行するということである。人間が、近代化や生産のための駒として利用され殺されるのではなく、生存それ自体が尊重され価値付けられた自由な主体を獲得するということである。

その認識を前提とし、社会的排除を受ける人々の生存権を回復するためには、その実態を把握し対策を講じなければならない。また、生存権保障を政策的に実施するにあたっては、社会的排除の被害者は行政的対応の枠からも構造的に疎外されているため、従来の野宿者対策にみられるような労働と福祉の分離といった縦割り行政では対応できない。従って、省庁横断的、かつ国家プロジェクト的に進める必要がある。社会的排除には様々な枠組みやレベルの問題があるが、ここでは他の個別ペーパーに含まれにくい問題を中心に、以下、列挙する。

（１）生存権保障を直接担当する政府機関の創設

人間を労働力＝駒として使い捨ててきた問題、特にそれが国策的に進められてきた歴史を捉え直し、国家と社会の責任において生存権を実現するために、総理大臣を筆頭とする内閣直轄の生存権保障対策会議（仮称）を設置する。また、既存の行政的枠組みでは、最も疎外される人々が従来同様対象から外れる危険があることから、省庁横断的業務を遂行する実権を有する担当部局を内閣府内に設置する。

（２）所得格差の是正と所得再配分のための税制改革

社会参加を疎外する最大の要因の一つとして、低所得による生活困窮と社会的基盤の喪失がある。労働基準法に同一価値労働同一賃金の理念を導入し、雇用形態、性別、人種・民族、障害の有無などによらない、不平等賃金体系を許さない法制度を確立する。

また、所得税における累進制の増大、法人税率の引き上げ、消費税率の低減などにより、高額所得者から低額所得者への所得再配分、大企業から中小企業への利益再配分を行う。

（３）全労働者への社会保障制度の実施

パート・アルバイトの非正規労働者のみならず、土木建設日雇労働者、日雇派遣労働者を含めた全労働者に対する社会保障制度（雇用保険、医療保険、公的年金）の実施と、そのための業者に対する行政指導の徹底を行う。現在の日雇労働者手帳の発行には、土木建設労働者、日雇派遣労働者とも様々なハードルがあるため、全ての日雇労働者が容易に手帳を取得することができる制度へと改善する。また、制度があっても業者がそれを無視している実態があるため、必ず社会保険に加入し労働に対しては印紙を貼るよう業者を管理・監督し、違反業者は摘発する。

（４）労働力市場への行政介入と労働者のイニシアチブ、中間搾取の禁止

労働力市場を完全に自由化すれば、人間は単なる労働力として査定・処理され、労働力市場からはじき出される人が現れるのは自明である。労働の機会は生存権を実現する重要な柱の一つであり、国家・行政はこれを保障する責任を持つ。そのため、国・自治体は政策的に労働力市場へ積極的に介入し、民間事業による労務供給から公的な制度への移行を進めて労働の機会を保障するとともに、労働組合ないし労働者側のイニシアチブによる需給調整を行う。また、労働者派遣法については、登録型派遣の禁止はもとより、全ての中間搾取を禁じる労働者保護法へと改正する。

(5) 無届け業者の摘発と寄宿舍制度の解体

多くの日雇労働者や野宿者が人夫出しを経由して業者の飯場などの寄宿舍に入り、日雇労働に従事している。しかし、飯場を持つ業者の多くが労基署への届けのない闇業者であり、事実上のタダ働きや不当な搾取、労働者の半拘禁的状态が横行している。また、飯場の火災による死者が出るたびに、消防法に違反した寄宿舍が多いことが指摘されるが、依然として安全性と人権を無視した業者が多い。これらは、下層労働力を寄宿舍に囲い込んで暴力的に支配し動員した歴史的な寄宿舍制度の延長線上にあり、現代においても本質は変わらない。また、近年は業者が第二種福祉事業者を名乗って飯場に施設を併設し、生活保護受給者を囲い込んで労働現場に動員する例も多数伝えられている。国・自治体行政は、このような無届け・違法業者を摘発するとともに、暴力的搾取の温床となっている寄宿舍制度を解体する必要がある。

(6) 国による居住・住宅政策の充実、居住権の保障

上記の寄宿舍制度のみならず、社員寮などは、労働力確保の一環として事業者側が主体的に進めてきた歴史的経緯がある。しかし、これは事業者が労働者の生活・生存の根本的の要件である居住を丸ごと支配するとともに、解雇により労働者の生活基盤が直接的に脅かすことにもなっている。生存権を保障するためには、その基盤的の要件である居住権を保障しなければならない。そのため、国・自治体は、住宅市場に丸投げしない居住・住宅政策を持ち、特に低所得者が入居し得る低家賃の公的住宅を建設する必要がある。これにより、企業丸抱えの生活ではなく、労働事情とは無関係に居住とその自由が保障されるべきである。

また、生活保護を受給する人の居住の確保を民間に委ねている現状が、貧困ビジネスによる保護費のピンハネを生んでいる。行政は自ら宿所の提供を行い、行政責任において具体的に居所の確保を実施する。しかし、これはいわゆるシェルターなどへの収容・監視政策となつてはならず、受給者の自由と人権が保障されつつ、単身孤立させないケア・ネットワークを成立させるものでなければならない。

(7) 住民登録によらない市民的権利の保障

現在は、住民票があることにより、選挙権を初めとする市民的権利が保障されている。しかしこれは、労働環境や居住が不安定な人や、種々の事情で住民登録を行っていない人から市民的権利を剥奪し、政治参加から排除することにもなっている。野宿を含めたそれぞれの居住の実態に合わせて、市民的権利は保障されるべきである。

(8) 野宿者に対する強制排除の禁止

生活困窮を主たる要因として公共区域に野宿をする人々に対して、強制排除など、本人の自由な意志によらない野宿生活の解消を強制することは、深刻な人権侵害である。全ての人々が一定の居住環境とその選択の自由が保障されていない以上、公共地での野宿は居住権の行使と言えるものであり、排除は居住権の侵害である。国連社会権規約の主旨に則り、国・自治体は野宿者に対する強制排除を日常的に行っている事実を認め、これを即刻やめるべきである。

(9) ベーシック・インカムの導入

生存権が人間の基本的権利として無条件に保障されるには、労働を前提としない、労働過程から切り離された生存保障でなければならない。それを実現するため、人が生きていくだけで最低限の生活が営みうるだけの基礎的所得を、社会的かつ直接的に保障する必要がある。すなわち、ベーシック・インカムを国として導入すべきであり、まず、その制度設計のための検討を始める必要がある。

以上

(2010.9.23 暫定版)